開催日・場	1部 入和 /	C 年 0 日 0 C 日 (日) 始 , 自 士 犯 託
開保口・場開会時		6年2月26日(月) 鶴ヶ島市役所 504会議室 前9時55分 宣告者 議長(会長) 町田 弘之
閉会時		10時49分 宣告者 議長(会長) 町田 弘之
議	長会長	町田 弘之
FIX	7 47	委員の出席状況
	農業	委員 農地利用最適化推進委員
議席番号	氏	名 出欠席 氏 名 出欠席
1	沼 田	富子出席高沢健二出席
2	岡 野	とし子 出席 小川清志 出席
3	比留間	正道 出席 吉澤弘次 出席
4	須 藤	良春 出席 新井一三 出席
5	町田	弘 之 出 席 瀧 島 誠 出 席
6	沼 倉	裕之出席
7	小 川	佐智恵 出 席
8	長谷川	正博出席
9	新井	正美出席
	総会に出席を	
市民生活部産	業振興課 🗏	主査 田中 正三 職 名 氏 名
		事務局長 玉木 亨
		次 長 遠藤 俊一
		主 査 高橋 浩
		主任岩波・圭介
議事の	日程	
日程第1日程第2	議事録 議案第	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
日程第3 日程第4	議案第 議案第	5号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 5 日程第 6 日程第 7		7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について 2号 報告事項について
議 事	(担当)	内 容
时文 子	(1 <u>F</u> = 1)	L1 44
開会	議長	農業委員9名中9名が出席し、法に定める定足数に達して おり本総会は成立します。 なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しており ます。 これより令和6年第2回農業委員会総会を開会します。
日程第1	議長	議事録署名委員の指名について 議席番号1番 沼田 富子 委員 議席番号2番 岡野とし子 委員 を指名します。 審議に入る前に、議案の取下げについて、事務局より説明 願います。
	事務局	今回、議案の取下げが2件ございます。 1件目が、議案書9ページの議案第5号の1番、2件目 が、議案書11ページの第5号の5番となります。 2件とも、農用地利用集積計画書の作成にあたり、貸付人 と借受人の意思確認が不十分であったことから、取下げと なったものです。
	議長	ただ今の説明について、質問、意見等ございましたら挙手 をもってお願いします。
I	I	1

		(質問・意見なし)
	議長	特段無いようですので、ただいまから審議に入ります。
日程第2	議長	議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申にいてを議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
	事務局	議案書をもとに、説明します。 申請地は、市役所の東約330メートルに位置する第2和 農地で、農業振興地域の農用地には当初から指定されている せん。
		譲受人は、坂戸市大字石井の賃貸住宅で妻と子どもの3分で生活しています。子どもの成長に伴い手狭になったため、自己用住宅の建築を計画しました。 建築条件を、車3台分の駐車スペースと子育て環境とし、市街化区域の土地を検討しましたが、適地が見つかりませんでした。そのため、市街化調整区域の複数の土地を検討したところ、本申請地に巡り合いました。本申請地は、希望する建築計画の条件を満たしていることに加え、妻の実家から近く土地勘があり、ライフラインの行
	議長	保が安易であるため、適地と考えているとのことです。 次に担当する農業委員から説明をお願いします。
	農業委員	譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
	議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願います。
	推進委員	譲渡人が高齢のため、同一敷地内に居住する息子さんに確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 保有農地は、市内に200坪と坂戸市に約2反の田を所ないるとのことです。市内の畑は、62歳の息子さんが最家用野菜を作付けしており、65歳の定年後は、直売所に当出荷したいとのことでした。坂戸市内の田の管理については、近所の方に委託しているとのことです。
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
		(質問・意見なし)
	議長	特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の 挙手を求めます。
		(举手全員)
	議長	挙手全員のため、本件は、「許可相当」とすることに決定しました。 次に2番について、事務局より説明をお願いします。
	事務局	議案書をもとに、説明します。 申請地は、市役所の東約330メートルに位置する第2和 農地で、農業振興地域の農用地には当初から指定されていません。

譲受人は、鶴ヶ島市大字藤金の実家で譲渡人である祖母と 両親の4人で生活しています。

譲受人には結婚を前提として交際中の女性がおり、結婚後の生活については実家での同居を考えました。しかし、家財道具や仕事の荷物等が増え、実家では手狭となったことから、自己用住宅の建築を計画しました。

建築の条件は、両親が仕事により日中は家を空けることが 多いため、祖母に何かあった際に直ぐに駆け付けられる距離 にあること、自家用車2台と来客用1台の駐車スペースを確 保できることとしました。

持家や住宅を建築できる土地を所有していないため、市街 化区域と市街化調整区域の宅地、雑種地、山林、農地を含め 適地を探しましたが、条件に合う土地が見つかりませんでし た。

そこで父親に相談したところ、本申請地を提案され、所有者の祖母も喜んで承諾してくれました。

申請地は実家に隣接していることに加え、駐車スペースも確保できるため、新たな生活を始めるには最善の土地と考えているとのことです。

議長

次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員

譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。

議長

次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員

譲渡人が1番と同一人のため、同一敷地内に居住する息子さんに確認した内容を報告します。

本申請内容に間違いがないことを確認しました。

営農の状況、保有農地については、先ほど説明したとおりです。

議長

出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質問・意見なし)

議長

特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の 挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員のため、本件は、「許可相当」とすることに決定 しました。

次に3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書をもとに、説明します。

申請地は、市役所の東約330メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地には当初から指定されていません。

譲受人は、川越市大字木野目の賃貸住宅に妻と2人で生活していますが、家財道具や仕事に関する荷物が増えて手狭になったため、自己用住宅の建築を計画しました。

建築の条件としては、通勤時間が大幅に変わらないこと、 夫婦お互いの実家の中間点であること、2台分の駐車スペースが十分に確保できることなどとしました。

持家や住宅建築するための土地を所有していないため、市 街化区域と市街化調整区域の宅地、雑種地、山林、農地を含 め適地を探しましたが、条件に見合う土地がなかなか見つか らないなか本申請地と巡り合ったとのことです。

申請地は、現在の住まいと比べ通勤時間が5分程度しか変わらず、夫婦お互いの実家へも同程度の距離であり、将来お互いの両親の面倒や介護が必要になった際に不安なく生活できる立地となっています。また、2台分の駐車スペースも問題なく確保でき近隣には商業施設なども多く、新しい生活を始めるには不安のない土地と考えているとのことです。

議長

次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員

譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。

議長

次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員

譲渡人が1番と同一人のため、同一敷地内に居住する息子 さんに確認した内容を報告します。

本申請内容に間違いがないことを確認しました。

営農の状況、保有農地については、先ほど説明したとおりです。

議長

出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質問・意見なし)

議長

特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の 挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員のため、本件は、「許可相当」とすることに決定 しました。

次に4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書をもとに、説明します。

申請地は、藤中学校の南約290メートルに位置する第2 種農地で、農業振興地域の農用地には、当初から指定はされていません。

申請人は、平成6年に設立された法人で、造園工事及び植木の販売を行っています。自社の剪定によって発生した枝葉や丸太は、申請地の隣接地に集積し、いっぱいになったところでリサイクル業者に引き取ってもらっていますが、事業効率が悪く。業務に支障が生じています。そこで隣接地である申請地を新たな集積所として利用することにより、効率的な事業運営を行うとともに、作業の安全性を確保しようとするものです。

議長

次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員

譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。

議長

次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員

本申請内容に間違いがないことを確認しました。申請人は申請地のほか、約19,500㎡の農地を所有しているとのことです。

		耕作については、自家用野菜と果樹を作付けしており、今
		後も続けていきたいとのことです。
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
		(質問・意見なし)
	議長	特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の 挙手を求めます。
		(挙手全員)
	議長	挙手全員のため、本件は、「許可相当」とすることに決定 しました。
日程第3	議長	議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。 2番について、事務局より説明をお願いします。
	事務局	1番については、先ほど説明したとおり取下げがありましたので、2番について、議案書をもとに説明しま
		す。 本申請は、設定期間を令和6年3月1日から令和15年3月31日までの9年1か月とする、新たな利用権を 設定するものです。
		申請地は太田ヶ谷地区にあり、第1種農地で、農業振 興地域内の農用地に指定されています。面積は、924 ㎡となっています。
	議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
	農業委員	借受人に確認した内容を報告します。 借受人は、路地でネギ、ナス、ピーマンなどを作付け し、2棟あるハウスで大玉とミニのトマトを栽培してい ます。今回の申請地には、里芋を作付けする予定で、カ インズやネットで販売する計画としています。 その他については、事務局の説明のとおりです。
	議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願 いします。
	推進委員	貸付人に確認した内容を報告します。 内容については、事務局の説明のとおりです。
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いしま す。
		(質問・意見なし)
	議長	特段ないようですので質疑を終了し、採決を行いま す。
		9。 本件について、「可」とすることに賛成する委員の挙 手を求めます。
		(挙手全員)
		5

議長

挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。

次に3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

申請地は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく利用権が設定されています。

ここで利用権の設定期間が終了するため、引き続き利用権の設定を行うものです。期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となっています。

議長

次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員

借受人に確認した内容を報告します。

申請地は、JAいるま野の農業塾の用地として利用されています。主に露地野菜を中心に作付けがされており、今はネギ、ブロッコリー、白菜が栽培されています。また、ビニールハウスでは、主にトマトやナスが栽培されています。

議長

次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員

貸付人に確認した内容を報告します。

貸付人は高齢なことから、借りていただいてありがたいとのことでした。

議長

出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質問・意見なし)

議長

特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います

本件について、「可」とすることに賛成する委員の挙 手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。

次に4番と6番については関連がありますので、一括 して事務局より説明をお願いします。

事務局

5番につきましては、取下げがありましたので、4番と6番についてご説明します。

申請地は、令和3年3月1日から令和6年2月29日までの3年間、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく利用権が設定されています。

ここで利用権の設定期間が終了するため、引き続き利用権の設定を行うものです。期間は、令和6年3月1日から令和9年2月28日までの3年間となっています。

議長

次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員

借受人に確認した内容を報告します。

申請地は、子木をとるための親木の定植、玉ねぎ苗販売の時の農地の確保、ハヤトウリやユリ根などの次年度販売に向けた球根の持ち越しなどに利用しているとのこ

	とです。 その他については、事務局の説明のとおりです。
議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	貸付人に確認した内容を報告します。 議案第5号の4番、6番ともに、事務局の説明のとおりです。
議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いしま す。
議長	(質問・意見なし) 特段ないようですので質疑を終了し、4番と6番につ
时发入	いて、順次採決を行います。 4番について、「可」とすることに賛成する委員の挙 手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。 次に6番について、「可」とすることに賛成する委員 の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定し ました。
議長	議案第6号 鶴ヶ島市農業振興地域整備計画の変更に 対する意見具申についてを議題といたします。 本件につきましては、市長から、鶴ヶ島市農業振興地 域整備計画を変更したいので、農業振興地域の整備に関 する法律施行規則の規定に基づき、農用地から除外しよ うとする土地3件についての意見を求められているもの です。 なお、意見につきましては、農振除外の適否の観点か らお願いしたいと思います。
説明員	それでは、担当職員より説明をお願いします。 議案書をもとに、説明します。 今回の除外申出は、自己用住宅が2件、障害福祉サービス事業所が1件の合計3件となっています。 3件とも、農振法第13条第2項の除外要件、いわゆる6要件を満たしております。 それでは、議案第6号の1番について、議案書等をもとに説明します。 申出地は、市立西中学校の北東約250メートルに位置する第1種農地となっています。 申出人は、現在、市内の賃貸住宅に妻と子ども2人の4人で暮らしています。家財道具や子どものおもちや等が増え現在の住まいが手狭で不便になったため、自己用住宅の建築を計画しました。 市街化区域内の土地も検討しましたが、妻の実家から遠く行き来が不便であることや自分たちの計画している
	推進 議 議 議 議

条件を満たすことができず断念しました。

そこで、妻の家族を含め相談したところ、妻の父が所有している畑に建築することで皆の快諾を得ることができました。

申出地は、妻の実家に近く、妻の両親に子どもの面倒を見てもらえること、将来、妻の両親の介護もできることなどからこの土地に決めたとのことです。

議長

出席委員からの質問、意見等を求めます。

質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質問・意見なし)

議長

特段ないようですので質疑を終了し、本件に対する農業委員会としての意見を決定します。

本件については、特に意見等ありませんでしたので、「特に意見なし」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員同意)

議長

それでは、本件について、「特に意見なし」とすることに を とに 賛成する 委員の 挙手を 求めます。

(举手全員)

議長

挙手全員のため、本件は、「特に意見なし」とすることに決定しました。

次に2番について、説明願います。

説明員

議案書をもとに、説明します。

申出地は、市立西中学校の北東約400メートルに位置する第1種農地となっています。

申出人は、現在、坂戸市内の賃貸住宅に妻と子どもの 3人で暮らしています。家財道具が増え借家では手狭に なったため、自己用住宅の建築を計画しました。市街化 区域内の土地や市街化調整地内の白地の土地も探しまし たが、適当な物件が見つかりませんでした。

そうした中、妻の父から申出地に建築してはどうかと 提案があり、現地を確認したところとても気に入りました。申出地と妻の実家は近くにあり、将来の親の介護や 子どもの面倒を見てもらうなど、両親や私たち家族に とっても心強く安心して生活でき、大変良い立地条件と なっているとのことです。

議長

出席委員からの質問、意見等を求めます。

質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

委員

配布資料の現況写真を見ますと、接道する道路の幅員が狭いように見受けられます。 車の出入りに支障はありませんか。

事務局

資料の現況写真に写っている道路は、歩道となっています。写真には写っていませんが、歩道の右側に2車線の車道がありますので、車の出入りに支障はありません。

議長

ほかにご意見等ございますでしょうか。特段ないよう

ですので質疑を終了し、本件に対する農業委員会としての意見を決定します。

本件につきましては、一般的な質問はありましたが、 農振除外の適否の観点からの意見等はなかったと思われ ますが、よろしいでしょうか。

(各委員同意)

議長

それでは、本件について、「特に意見なし」とすることに を とに 登成する 委員の 挙手を 求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員のため、本件は、「特に意見なし」とすることに決定しました。

次に3番について、説明願います。

説明員

議案書をもとに、説明します。

申出地は、市役所来庁者用駐車場に面する道路を挟んだ反対側に位置する農地で、申出人の特定非営利活動法人パン工房カウベルが、農産物直売施設等に使用している土地に隣接しています。農地性は第3種農地となっています。

申出人は、平成14年5月の障害福祉サービス事業所の開設以来、利用者の増加や利用者に支払う報酬(工賃)確保のため、作業所やイチゴ園を増設し、現在、市内に障害者就労施設として、作業所2カ所、イチゴ園1カ所の3施設を運営しています。

しかし、3施設が分散していることや第2作業所から イチゴ園への移動は、交通量の多い国道407号を横断 することから、利用者の危険性を回避するため、職員が 送迎せざるを得ないなど非効率な運営となっています。

今後も利用者の増加が見込まれる中、限られた職員で 運営するためには、施設規模の拡大と施設の統合が必要 となり、今回の申し出に至りました。なお、今回の申出 地の他に、複数の候補地を検討しましたが、面積条件等 を満たさず断念したとのことです。

議長

出席委員からの質問、意見等を求めます。

質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質問・意見なし)

議長

特段ないようですので質疑を終了し、本件に対する農業委員会としての意見を決定します。

本件については、特に意見等ありませんでしたので、 「特に意見なし」としたいと思いますが、よろしいで しょうか。

(各委員同意)

議長

それでは、本件について、「特に意見なし」とすることに されては、本件について、「特に意見なし」とすることに ないます。

(挙手全員)

議長

挙手全員のため、本件は、「特に意見なし」とすることに決定しました。

日程第5	議長	議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明 についてを議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。
	事務局	本件につきましては、死亡を理由に、市に対して生産 緑地の買取申し出を行うために必要な「生産緑地に係る 農業の主たる従事者」に該当することの証明を行うもの です。
		申請地は、長久保小学校の南約200メートルの場所 にあり、面積は5筆合わせて1216㎡となっていま す。
		なお、申請地は、平成4年12月9日に生産緑地に指 定され、令和4年11月16日からは特定生産緑地に指 定されています。
	議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
	推進委員	申出人に確認した内容を報告します。 申出地では、お茶を栽培されており、年間の農業従事 日数は30日ほどとのことです。収穫は茶摘み機を使うた め、2人で作業を行いますが、草刈りや施肥について は、亡くなった父親が一人で行っていたとのことです。 なお、摘み取った茶葉は、市内の製茶農家へ出荷して います。
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いしま す。
		(質問・意見なし)
	議長	特段ないようですので質疑を終了し、採決を行いま す。
		本件について、「証明書の発行」に賛成する委員の挙手を求めます。
		(挙手全員)
	議長	挙手全員のため、本件につきましては、「証明書を発 行すること」に決定しました。
日程第6	議長	報告第2号 「報告事項について」を議題といたします。
		事務局より、説明(報告)をお願いします。
	事務局	議案書をもとに、説明(報告)します。 ・農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況 令和6年第1回総会における審議案件 なし ・農地法第5条の規定による許可 なし ・農地法第4条の転用届出専決処分 なし ・農地法第5条の転用届出専決処分 5 件 ・農地法施行規則第29条第1号に なし ・農地改良等に係る届出 なし ・諸証明の発行 なし
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 10

I	I	(質問・意見なし)
	議長	特段ないので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「承認」することに賛成する委員の挙 手を求めます。
		(挙手全員)
	議長	挙手全員のため、「承認」することに決定しました。
日程第7	議長	その他について、説明事項等はありますか。
	事務局	是正勧告書の交付に係る報告及び今後の対応について ご説明します。
		こ説明します。 令和6年1月25日に開催した農業委員会総会において、違法盛土の件に関し是正勧告書を交付することが決定しました。これを受け、事務局では同日付で是正勧告書を作成し、事業者に来庁するよう連絡しました。 そして、1月31日午後3時、農業委員会事務局の事務室で、川越農林振興センター職員が同席し、事業者に対しました。 なお、交付の際に提出を求めた是正計画書については、期限である2月14日まで提出を求めましたが、現である2月14日まで提出をが、現場である2月14日まで提出をが、現場においても提出はされに係る概要では、別上が是正勧告書の交付に係る概要で説明します。 続きまして、今後の対応につい農業委員会が決き、 続きまして、今後の対応につい農業委員に基づいます。 前回の総会で、本件に保る事務の選明でまず、 前回の総会で、違反転用事案報告書の送付を予定しています。 事業者に対しては、引き続き、埼玉県をはじめ市の関係部署などとの連携を図り、委員各位といます。 事務局からの説明は以上となります。確認事項等があれば、お願いしたいと思います。
	議長	本件について確認事項等があれば挙手をもってお願い します。
	委員	今後業者が対応しなかった場合、どのような手続きを とるのか簡単に説明してください。
	事務局	農業委員会としての対応は、違反転用事案報告書を、 埼玉県に提出することで終了します。報告書の送付を受 けた県は、是正の指導を行いますが、指導に従わず特に 必要と認めた場合は、行政処分を行うこととなります。 その後も指導に従わず、悪質で放置することが著しく公 益に違反する場合には、告発を行うことになります。
	委員	そうすると、今後の協議は、県が直接行うことになり ますか。
	事務局	原則、県が直接事業者へ指導することになります。市 農業委員会としましては、県に協力するとともに、引き 続き是正計画書の提出を促していきます。経過等につき ましては、随時農業委員会に報告します。
	委員	今後残土が新たに持ち込まれる可能性もあると思われます。市は、定期的にパトロールを行いますか。

	事務局議長	現在、事務局職員が機会に応じて現場を確認しています。また、埼玉県においても、東松山環境管理事務所の職員が定期的に確認していると聞いています。 新たに残土が搬入されていないかという懸念については、最近現地を確認した限りでは、車が進入した形跡もなく、雑草の上に土が盛られているような様子も見受けられません。これにつきましては、県も共通の認識をもっています。 現状、新たな残土の搬入は見受けられませんが、今後も引き続き現場確認を続けていきます。各委員におかれましても、近くを通る際には気にかけていただき、異変があれば事務局へ連絡していただきたいと思います。 ほかに何かありますか。無いようでしたら、本件については、以上といたします。
	事務局	その他何かありますか。特にありません。
議事録の 署名	議長事務局	それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。 本日の総会議事録を読み上げ、報告を行い、議事録の
	1 3373	署名を求める。 議長及び議事録署名委員(2名)の3名が署名する。
閉会	議長	以上をもって、令和6年第2回農業委員会総会を閉会 します。